

**データ流通推進協議会「データ取引市場運営事業者認定基準\_D2.0」公開****データ取引市場運営者の認定制度により便利で安全なデータの市場取引の実現を目指す**

一般社団法人データ流通推進協議会（所在地：東京都港区、理事長 村井 純、以下 DTA）は、データ提供者とデータ利用者の仲介と決済を提供するデータ取引市場運営者<sup>1</sup>の認定基準「データ取引市場運営事業者認定基準\_D2.0」を策定し公開しました。

この基準により、データを生成・収集・整理・保管・加工・配備などを行うデータ提供者と、これらのデータを利用し、事業やサービスを展開するデータ利用者の中で、中立・公平にデータ取引の決済と仲介を行うデータ取引市場を運営するデータ取引市場運営事業者を認定し、公知・公表するものです。

**【一般社団法人データ流通推進協議会（DTA）について】**

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省、経済産業省における各ワーキンググループ<sup>2</sup>の検討を踏まえ、2017 年 11 月に設立されました。我々は、データ提供者が安心して、かつスムーズにデータを提供でき、またデータ利用者が欲するデータを容易に判断して収集・活用できる技術的・制度的環境を整備すること等を目的として、技術基準検討委員会、運用基準検討委員会、利活用促進委員会等を設置し活動しています。

**【データ取引市場運営事業者認定基準の目的】**

この認定基準による認定の目的は、認定の要件を満たしたデータ取引市場認定事業者が適正な市場運営を行うことで、安全で効率的で利便性の高いデータ取引市場を実現することです。また、データの価値を市場の機能を使って「見える化」し、透明で公正な市場運営が行われることでデータ取引市場に対する社会的な信頼を高めることを基本理念としています。

---

<sup>1</sup> データ提供者とデータ提供先を仲介し、データと対価の交換・決済の機能を提供する者。データ取引市場運営事業者は自らデータを収集・保持・加工・販売をしない。

<sup>2</sup> 内閣官房 IT 室「AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間取りまとめ」

・総務省 情報通信審議会情報通信政策部会 IoT 政策委員会基本戦略 WG データ取引市場等 SWG「データ取引市場を運営する者などに関するルール の在り方について検討」

・経済産業省・総務省(IoT 推進コンソーシアム)によるデータ流通促進 WG データ連携 SWG「データ流通プラットフォーム間の連携を実現する ための基本的事項」

### 【作成の経緯】

この認定基準は、経済産業省・総務省(IoT 推進コンソーシアム)によるデータ流通促進 WG データ連携 SWG「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」および、総務省情報通信審議会「データ取引市場等サブワーキンググループ取りまとめ」(平成 29 年 7 月 20 日)により示された民間によるルール作りの方針を受け、DTA の運用基準検討委員会において認定基準を協議・作成し、DTA 理事会で承認されました。

### 【今後の認定プロセス】

今回、この認定基準が承認されたことをうけ、DTA では第三者を中心とした認定・監査を行う認定・監査委員会の組成を行います。今後、認定・監査に必要な体制を整え、認定を望むデータ取引市場運営事業者の認定を 2018 年度内に開始する予定です。なお、これら一連の手順および「データ取引市場運営事業者認定基準\_D2.0」の内容については、別途説明会を開催いたします。

#### ◆ 「データ取引市場運営事業者認定基準\_D2.0」のダウンロード◆

「データ取引市場運営事業者認定基準\_D2.0」および関連資料は、データ流通推進協議会のホームページよりダウンロード可能です。

#### 本件に関するお問い合わせ

一般社団法人データ流通推進協議会 事務局 [dta-office@data-trading.org](mailto:dta-office@data-trading.org)



## 認定基準の目指すところ

認定基準による認定の目的は、認定の要件を満たしたデータ取引市場認定事業者が適正な市場運営を行うことで、安全で効率的で利便性の高いデータ取引市場を実現することです。

また、データの価値を市場の機能を使って「見える化」し、透明で公正な市場運営が行われることでデータ取引市場に対する社会的な信頼を高めることを基本理念としています。

